

## 平成28年度 第1回いじめ対策審議会（議事概要）

- 1 日 時 平成28年11月1日（火）10:00～12:00
- 2 場 所 兵庫県民会館 7階 鶴
- 3 出席者 (1) 委員 7名  
(2) 県教育委員会、知事部局 14名

### 4 会議の概要

- (1) 会長選出 森田洋司委員を会長に選出。新井肇委員を会長代理に指名。
- (2) 報告 ○ 兵庫県における児童生徒のいじめの状況について  
事務局からの報告後、意見交換  
○ いじめ防止の取組について  
事務局からの報告後、意見交換
- (3) 協議 兵庫県いじめ防止基本方針の見直しについて  
事務局からの説明後、意見交換

### 5 発言要旨

- 兵庫県における児童生徒のいじめの状況について
- いじめ防止の取組について

#### 【委員】

p3の解消率については、統計上の3区分「解消している」「一定の解消は図られたが継続支援中」「解消に向けて取組中」の中から一つを選ぶという形になっている。いじめの解消率は教育振興基本計画の「豊かな心」の一つの成果指標となっている。しかし、いじめは解消されたようでも、いつ何時再度起こるかわからない。本来のいじめ指導の在り方から考えれば、「一定の解消が図られたが、継続支援中」という項目が8割くらいあって、指導と子ども達の状況とがうまく合うのではないかと思う。実際の指導の場面では、解消したとしても、必ずフォローして見守っていくという工夫が必要である。今後引き続き留意して、現場への指導にあたっていただきたい。

#### 【事務局】

校長会等において、「解消」とは、加害者と被害者や保護者等が出会い、和解した状態ではなく、被害者が不安を感じずに学校に行ける状態になったときと考えるように指導している。今後も「解消」したということで、教師の目が届かなくなるということがないように、見守りを重視する形で指導していきたい。

#### 【委員】

解消には、「救済」と「回復」という2つのカテゴリーがある。「救済」は、被害者をいじめの局面から救済することである。「回復」は、被害者の精神的な傷の改善と加害者への対応、両者の関係修復、いじめが生まれた学級の状況を回復することである。これは客観化しにくい部分もあるので、「一定の解消」は、「救済」という面で、やはりその後の「回復」に向け指導を続けていくことが必要である。今後基本方針の見直しにあたって、その辺を留意事項として慎重に配慮しながら進めていただきたい。

#### 【委員】

p5の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」で、「地域、PTAとの協議」をする、つながりを作っていくという数値が他の学校の取組に比べて低い。

地域、PTAとの協議をする数値が低い。社会総がかりでいじめの問題の解決に向かお

うとする中で、学校が外に開いて、風通しをよくすることが必要であると考え。特に高等学校においては、通学区域などの関係から、地域とのつながりが難しいのかも知れないが、数字が低いのが若干気になる。

「アンケート調査によるいじめの発見」（p 3 「いじめの発見のきっかけ」）について、国の数値に比べ兵庫県のアンケート調査での発見率が低い。アンケートの方式で無記名が少ない（p 5 「いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法」）のが気になる。アンケート調査は、いじめられていることをピックアップするためにやっているだけではなく、学校のいじめ対策や取組がうまくいっているのか、子ども達にどのように受け止められているのかといった状況を把握するところにもう一つの意味がある。いじめを発見するための記名式と、学校の取組がどういう状況なのかを確認するための無記名式とを併用してもよいのではないか。

#### 【委員】

「社会総がかりで」という所がキーワードだと思っていて、最初に学校のいじめ防止基本方針を策定するときに、どれだけ地域や保護者が関わっているか、その度合いにもよると思うし、関わることによってその処置の仕方も変わってくると思う。見直しの際にPTAがもっと関わるべきである。

保護者への情報提供や関わりという面からすると、いじめられた方に対してうまく対応できていない。相談相手がない状況があると思うので、PTAや地域が関わっていけば、もっとそういった人達が心を開いて相談や話ができるのではないか。

#### 【委員】

教職員は、日頃からPTA役員と連絡を密にしているが、「協議する機会」となると、普段お忙しいPTAの方々なので、余程大きな案件でないとなかなか取れないというところがこの数字に表れているのではないか。PTAとのつながりを含め、組織的な取組に関して管理職が研修する機会があれば良いと思う。

#### 【委員】

県として、学校がPTAや地域に対して開かれて、いじめ対策を含む学校経営がうまくいっている事例を示し、「開き方」を紹介することも必要である。今後チームとしての学校のみならず、地域学校共同本部というものを推進していかねばならないという教育行政の方向性も睨みながら検討いただければと思う。

いろいろな調査が進んでいく段階で、その情報をどこまで適切に示しながら協力をあおいでいくかということも考える必要が出てくる。今後二度とそういうことが起こらないように学校づくりを進めていくということが調査の大きな趣旨である。そして被害者の方々の苦しみや悩みを明らかにすることによって御理解いただくという趣旨も含めながら開かれた学校づくりをやっていくという辺りも検討して、地域の実情を考慮しながら、一定の方向性として出していく必要があると思う。基本方針でも留意していただきたい。

#### 【委員】

見直しのために課題や問題点を挙げていただきたい。

県の地方との連携状況は今どのようになっているのか。例えば協議会との連携方法等があれば教えていただきたい。

### 【事務局】

課題としては、いじめの認知に関して、先生によってとらえ方が違うということがある。いじめ認知件数が0の学校もある。また、外部への情報発信が積極的でない。

地域との連携状況については、県も基本方針の見直しを発信し、各市町にも考えていただくが、教員研修等でも直接発信していきたい。各教育事務所に学校支援チームが設置されており、学校に対して様々な支援をしたり、関係機関につなぐなど、地方と連携しながら実際の事案にも対応している。

### 【委員】

県として、アンケートの工夫はどうしているのか。現場に委ねてしまって、本来工夫しておくべきこと、配慮しておくべきことが欠けている状況が見られる。○×だけをつける方法や無記名の方法で行っているが、子どもに犯人探しをさせるのはどうかという教育そのものの理念に関わるようなところも、リスク管理の名のもとに、書かせているということもないではない。記名と無記名の長所と短所を示しながら、ガイドラインを作るというやり方もある。こちらの方が良いと県が言うのではなく、その中で学校の状況に合わせて選んでいただくというようなやり方も県としては取り得る方法ではないか。

### 【事務局】

学校によって状況が異なるので、校長が判断し、工夫している。無記名であるが、誰が書いたかをチェックしている場合もある。記名・無記名の長所・短所を整理しながら、市町教委や学校に発信したい。

### 【委員】

兵庫県はアンケートからの発見率が低い。その辺をもう一度見直して、方法や理解そのものも検討していくべき素材であると考え、検討しながらやっていただきたい。何よりも書きやすい、匿名性が担保されるアンケート調査を学校の状況に合わせてながら推進していくことが必要だろう。

調査から浮かび上がったものに対して迅速に対応いただきたい。書いたのに放置されたら、子どもは何も書かなくなる。そういう面で課題が多いのがアンケートだと思う。

### 【委員】

ある学校の校内研修に呼ばれた。その学校では、「うちはいじめ認知件数はゼロ」だという。その学校のアンケートは記名式で「いじめられている／いない」を答えるだけのものであった。そこで、無記名で、例えば「嫌なことを言われたことがあるか」などの具体的ないじめの状態についてのアンケートを改めてとってもらった。すると、「ぶたれる、叩かれている」が8%くらい、「嫌なことを言われている」は4割くらい出てきた。アンケートをとったら必ず生徒に返すのが当然の倫理である。ではどう返すかと議論していただいた経緯がある。記名と無記名、無記名と面談等、併用してやっているということが大事かと強く思う。

### 【委員】

「いじめを見た」という項目を並べると精度が上がる。何が起きているのか、クラスの中の状況がよくわかる。いろいろなアンケートの工夫を教育委員会が調べて、進めていただきたい。

**【委員】**

国や県で標準的なアンケートが決まっているわけではないのか。個別の学校の事情に合わせてやるのも良いかも知れないが、個々の学校の負担の方が大きいのではないのか。統計を取るなら同じ基準で取らないと意味がないのではないのか。

**【事務局】**

各校とも国の調査に応えられるようなアンケートをつくっている。

**【委員】**

個々に学校が実施したものを県が集めて、そして国が集めるというものではない。アンケートに記載されたものがすべていじめであるという訳ではない。これはあくまでも、学級、学校単位でまとめて、結果を分析するものである。

たいていは各学校で作るというよりも、教育委員会単位で作っていると思う。

**【事務局】**

アンケートによる発見は、実際 26 年度よりは 1.5 倍の数になっているが、内分率としては低くなった。特に小・中学校では、学級担任が認知能力を高めて、些細なことでも取り上げるようになったことも影響していると考ええる。その中で高校は 41.2%がアンケートによる発見となっている。高校の場合は、生徒指導部長会で各学校のアンケート用紙を持ち寄り、情報交換し、良いところについては取り入れるように助言している。学校では、いじめのアンケートもあれば、生活調査の中でいじめの項目を入れて調査しているところもあり、体裁が異なることもある。県としては、手法と要素を大事にしている。アンケートを持ち帰って、家で書かせ、封筒に入れて提出させる学校もある。このような手法の工夫を共有することで年々レベルアップさせていく。今はそういう途中段階のところである。

**【委員】**

統計を取るなら、県教委できちんと決めて、マニュアルに沿ってアンケートをとってくださというものが、現場にとっても良いのではないかと思う。国や県、市レベルで基準となるものを作って統計を取る方が良いと思う。そうでなければ、統計にばらつきが出るのは当たり前である。

**【委員】**

色々な論点がある。アンケートの取扱いに関しても都道府県でいろいろある。事務方で検討いただきたい。

**【委員】**

アンケートは、子どもがいじめられている、いじめている子がいるということを伝えるための一つのツールだと思う。だから、この学校は相談して大丈夫、思っていることを言える、守ってくれるというように子どもが感じられるアンケートを作ることが必要である。だから良い例を積み上げてきたものを、スタンダードではなく、例として示せばよいと思う。

**【委員】**

アンケートを実施した後、先生がそれぞれの生徒とアンケートを基に語り合うことが大切ではないか。学校の先生方にはアンケートを実施後、そのような配慮をお願いしている。

**【委員】**

被害調査、リスク管理調査という色彩を持つとなかなか難しい。子ども達のニーズ調査と踏まえた方が良いのではないか。

**○ 協議 「兵庫県いじめ防止基本方針の見直しについて」**

**【委員】**

スクールカウンセラーによるいじめの発見が0%だが、友達関係で悩んでいると訴える子ども達も多い。それを学校で情報共有し、いじめにあっているかも知れないという目線で先生方が見守る中で、発見につながっていると思う。直接カウンセラーにいじめられていると言ってくる子は少ないにしても、人間関係で悩んでいる子ども達に学校が目を向けてくれるきっかけになっているのではないか。いじめる子どもがカウンセリングを受ける割合は増えている。p19の「カウンセラーと連携して」という修正案はありがたい。

**【委員】**

カウンセラーに実際自分はいじめられていると言う際、子ども達はいろいろな不安や懸念を抱きつつあえて言うわけなので、かなり貴重な情報だと思う。そのときにそれを、先生に知らせ、それが先生の発見につながっていることは非常に良いことだと思う。ただその場合に情報の扱い方やカウンセラーが受け止めた子どもの心理も併せて先生方にスーパーバイズしていただくことが必要だと思う。

**【委員】**

いじめ対応チームにスクールカウンセラーも参加しているので、そういった場で、コラボレーション、コンサルテーションという形で先生方と秘密を共有しながら対応していくことが肝要と思っている。

**【委員】**

p19の「懲戒を加える際は」の部分は「懲戒」という本人にとって不利益な処分を加えるわけなので「本人の弁明を聞いた上で」と加えた方が適正手続きの観点から望ましい。審議会資料のp4の「いじめる児童生徒への特別な対応」の回答において、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」の数字が大きい。謝罪が行われたらいじめが解消したと判断することが多いのか。

それと「いじめる児童生徒への特別な対応」の「別室指導した」という数字も結構大きいですが、この「別室指導」の具体的な内容を教えていただきたい。

**【事務局】**

謝罪があれば「一定の解消が図られた」というカウントに各学校がされていると思う。ただ「解消した」はその後の段階となる。

別室指導については、別の部屋に呼んで事情を聞いたり、加害者の家庭の背景等いろいろな生活背景を聞いたりといった対応がある。

**【事務局】**

高校では本人に懲戒を加える際は、本人に弁明をさせた上で、校長が懲戒を申し渡すこととなっている。やっていることをきちんと書いた方が良いと思うので、加筆については検討する。

#### 【委員】

p14の「学校間の連携協力」の児童生徒の情報引継ぎについてだが、今回、暴力行為で小学校1・2年生の件数が2倍近くになっている状況を考えると、幼稚園や保育園から上がってくるかどうかは課題と考える。「幼稚園、小・中」とあるが、保育園や認定こども園を入れなくてよいか。

特別な配慮を要する児童生徒の情報の引継ぎと同時に、「いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る」とあるが、少なくとも中学校区内で図る必要があると思う。いじめに対する各小学校間、小学校と中学校の認知の方法や文化風土が違っている中で、A小学校、B小学校、C小学校からD中学校に入ったときに、子どもの方が混乱を起こすのではないか。もう少しはっきりと中学校区内での小中連携を綿密にすることを示す文言が入ると良いと思う。

#### 【事務局】

保育所等も、小学校までの幼児教育ということで取り組んでいるので、そういう点も踏まえた記述を考えたい。

#### 【委員】

「弁明」については大変重要である。調査結果に対する被害者側の異議申立ては、異議ではなく意見書をつけて首長へ結果と併せて出すこととなっている。これは被害者側への配慮であり、加害者側への配慮が見当たらない。これは国全体で考えるべきことと思うが、「弁明」という言葉の外縁をどう考えるかを十分留意した上で、弁明の機会と場所を念頭に置きながら、工夫して使っていただきたい。

被害者側も異議申立て権を持つとまでいえない状況である。意見を併せてつけることができるレベルに留まっている。利害の対立関係をそのまま子ども達の教育の場に持ち込むことも非常に問題がある。加害・被害双方の人権を尊重していくという考え方が必要と思う。

#### 【委員】

p13(2)の「防止等の啓発」のところだが、青少年愛護条例や青少年インターネット環境整備法を知らない保護者が多い。保護者責任として、それらを認知してもらうために、「特に、保護者に対しては」という所は、もっと強めに書いてもらってもいいのではないか。

「6 家庭や地域との連携」について、兵庫県ではまだ取組が少ないと思うが、コミュニティ・スクールがこれから大事になってくるのでしっかりと書いていただきたい。逆に過去のPTCA事業はもう浸透しているという認識でよいのではないか。これから取り組むべきことを積極的にここに書いていただきたい。

p14の「学校間の連携協力」は、見る人が分かるように、保育園、認定こども園は入れるべきであろう。

p15の1(1)「学校いじめ防止基本方針」の最後「なお、策定に当たっては、校長を中心に」という流れで、「保護者、地域住民等の意見を取り入れる」というところだが、ここももっと強く入れてほしい。一緒に協議するというのを入れないと、意見を取り入れたかどうかわからない。策定に関わるのが大事だと思う。その関わりを明確にした方が良い。

p20の「家庭や地域への啓発」について、啓発の仕方は窓口なのか、体制なのか、ど

ちらか分からない書きぶりなので、明確にこのような形で進めるべきと書く方が良い。

マスコミが発信する内容について、いじめ事案が変な方向へ情報発信される可能性がある。マスコミが正確な内容を伝えるような対応をしておくべきである。

#### 【委員】

自殺についての報道は、WHOによる自殺報道への提言を参考にするという文言（p. 23 「(ウ)児童生徒の自殺という事態が起こった場合」）がある。しかし、遺書の内容や自殺の方法を報道しないという提言については、守られていないときもある。いじめについてもマスコミの報道にブレーキをかける必要があると考える。

#### 【委員】

今はインターネットがマスメディアの一つになっている。大量に流布され、個人情報が見えやすくなっている。インターネットの活用のモラルも盛り込んでいただきたい。

学校の基本方針ができたならそれで終わりになっていないか。具体的な実効性のあるものにするための手立てを実行しなければならない。基本方針の下に、これを具体化した指導方針や計画や行程がある。基本方針を授業や指導に活かしていただくことは大切であるが、それをもっと具体的に実効性のあるものとするよう記述を加える必要がある。抽象的な内容で「いじめをなくす」などと書かれたら、むしろ隠蔽を促進する。「いじめをなくす」は、文化づくり、校風づくりではよいが、具体的に細かく、ステップアップできるような達成目標、指導方針をたてて、それを評価していく。地域やPTA、学校評議員、コミュニティ・スクールという方々にも公開しながら、次年度より良くするために何が必要かをお互いに検討していただくという協働のやり方も含めて、方針作りだけでなく、結果についても一定の形で組み込んでいかなければならない。

今後の教育の大きな方向性としては、コミュニティ・スクールなどを基盤にしながら、地域、保護者と一緒に学校の子供たちの教育、地域の教育の水準を上げていくことが求められる。いろいろな形での地域づくりが大きな課題になる。その方向の中で、情報発信もそれに沿った形で位置づけていくことが、これからますます必要となる。3年前と地域との連携の在り方は変わっている。それをある程度踏まえて今度の基本方針の中には生かしていただきたい。

#### 【委員】

今回の改定案を基本にして、学校現場でも基本方針を改定していくことになる。県教委には、改訂が終われば、学校の基本方針に盛り込むべき内容を各校に通知いただきたい。